

根拠法令

地方自治法第284条第2項

概要

普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県知事等の許可を得て設ける特別地方公共団体

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)の許可 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣の許可

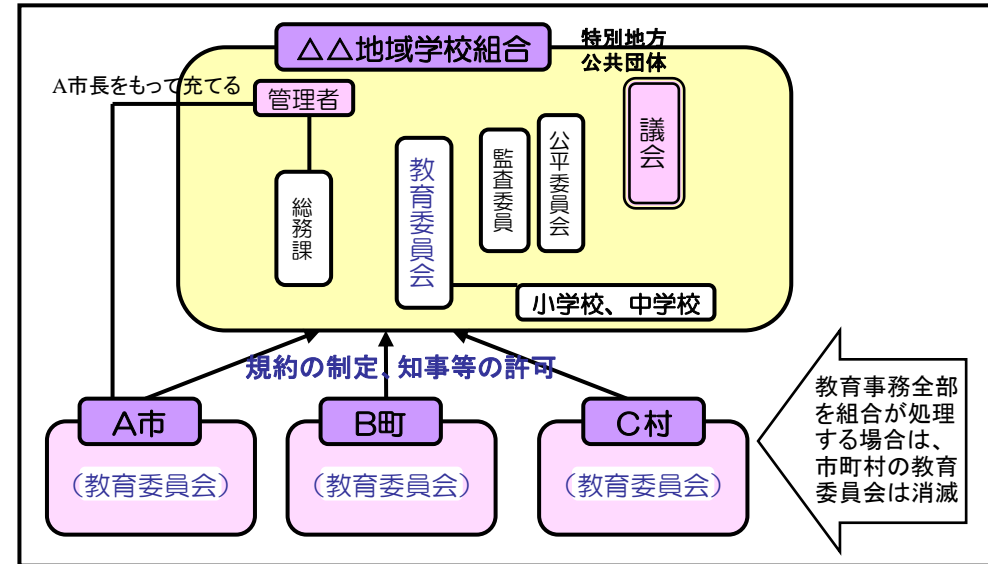
主な特徴・課題

- 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確
- 一部事務組合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務ではなくなる
- 法人格を有する(財産を保有することが可能)
- 構成団体は一部事務組合の事務に関して直接、権限行使ができなくなる
- 機動的な意思決定が難しくなる
- 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない

活用事例

小中学校の設置運営、学校給食センターの設置運営、研修センターの設置運営 等

《一部事務組合のイメージ》



広域連合の制度概要

根拠法令

地方自治法第284条第3項

概要

普通地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務に関し、広域計画を作成し、必要な連絡調整を図り、及び事務の一部を広域にわたり総合的かつ計画的に処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県知事等の許可を得て設ける特別地方公共団体

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)の許可 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣の許可

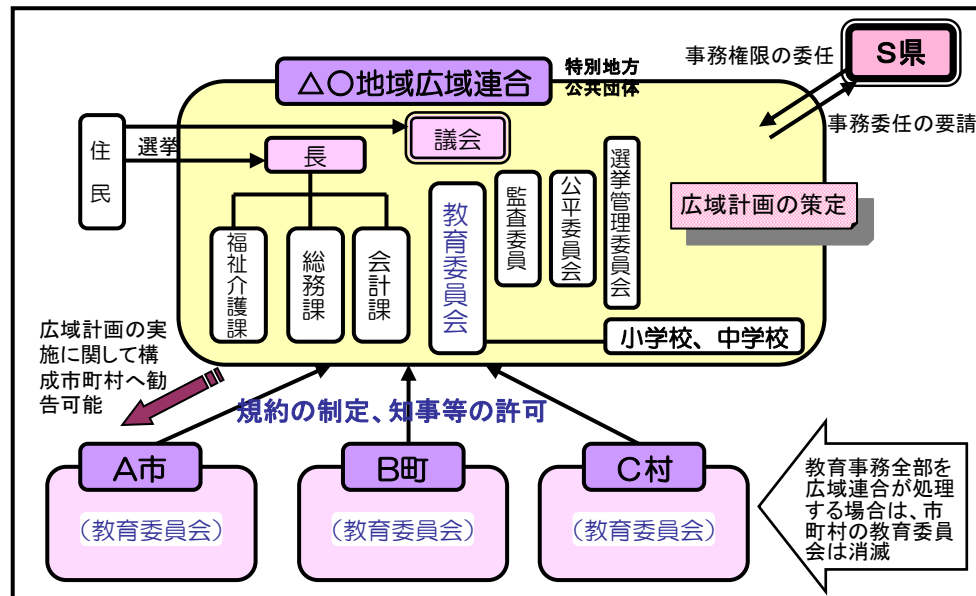
主な特徴・課題

- 議会、固有の執行機関を有するため、責任の所在が明確
- 広域連合によって処理することとされた事務は、各構成団体において処理すべき事務ではなくなる
- 法人格を有する(財産を保有することが可能)
- 国、都道府県から直接権限移譲を受けることが可能
- 規約の変更を要請することが可能
- 構成団体は広域連合の事務に関して直接、権限行使ができなくなる
- 機動的な意思決定が難しくなる
- 構成団体の議会の直接の審議の対象にはならない

活用事例

教育委員会の設置運営、学校給食センターの設置運営 等

《広域連合のイメージ》



機関等の共同設置の制度概要

根拠法令

地方自治法第252条の7

概要

普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するもの

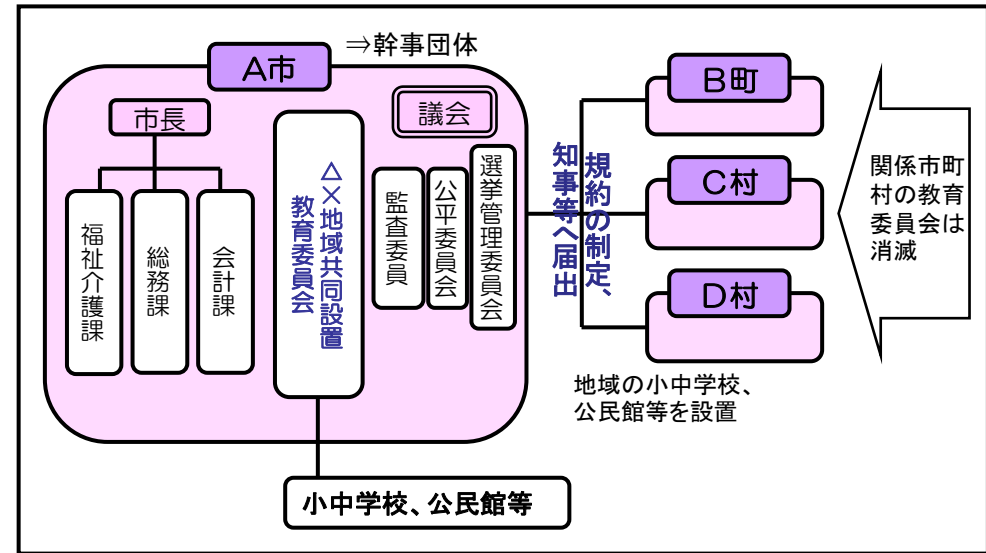
手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)への届出 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣への届出

主な特徴・課題

- 法人の設立を要しない
- 共同処理することとされた事務は、各団体の共通の機関等としての性格を有し、管理執行の効果は、それぞれの団体に帰属する
- 共同設置された機関等は、構成団体それぞれに属する機関等とみなされるため、すべての構成団体の議会に対応する必要がある
- 複数の責任主体を支えることになり、指揮命令系統が不明確となる可能性がある

《機関等の共同設置のイメージ》



活用事例

教育委員会の共同設置、指導主事の共同設置 等

協議会(管理執行協議会)の制度概要

根拠法令

地方自治法第252条の2の2

概要

普通地方公共団体により、事務の一部を共同して管理・執行するため、協議により規約を定めて設置される組織

※管理執行協議会のほかに、連絡調整協議会及び計画作成協議会がある。

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)への届出 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣への届出

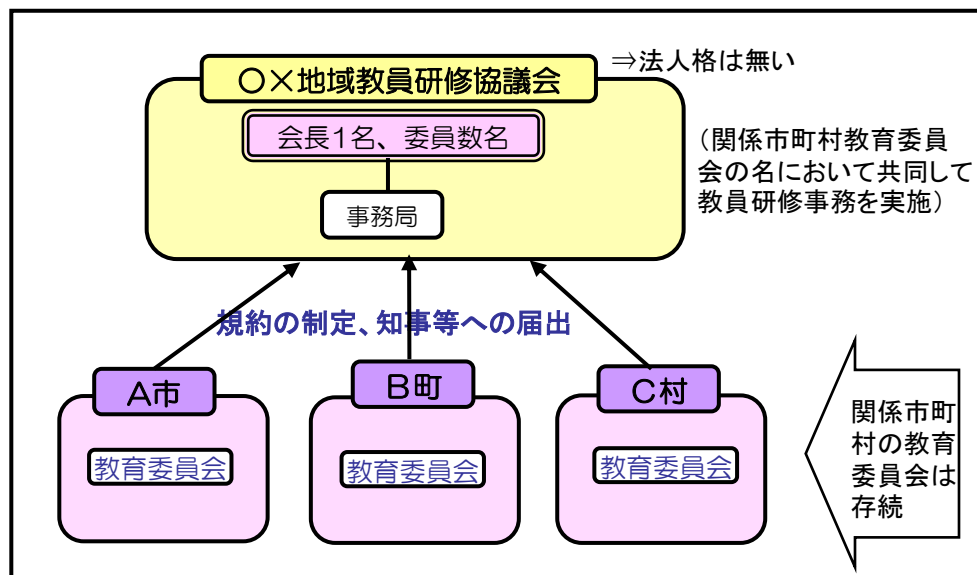
主な特徴・課題

- 法人の設立を要しない
- 共同処理することとされた事務は、各構成団体の長等の名において事務を管理執行
- 各構成団体が形式的には主体性を保つ
- 機動的な意思決定が難しい
- 不法行為等については、各構成団体の連帯責任となるため、責任の帰属が第一義的には問われやすい事務には向かない

活用事例

教科書採択の共同実施、教員研修の共同実施 等

《協議会のイメージ》



事務の委託の制度概要

根拠法令

地方自治法第252条の14

概要

普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、協議により規約を定め、他の普通地方公共団体に委ねる制度

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)への届出 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣への届出

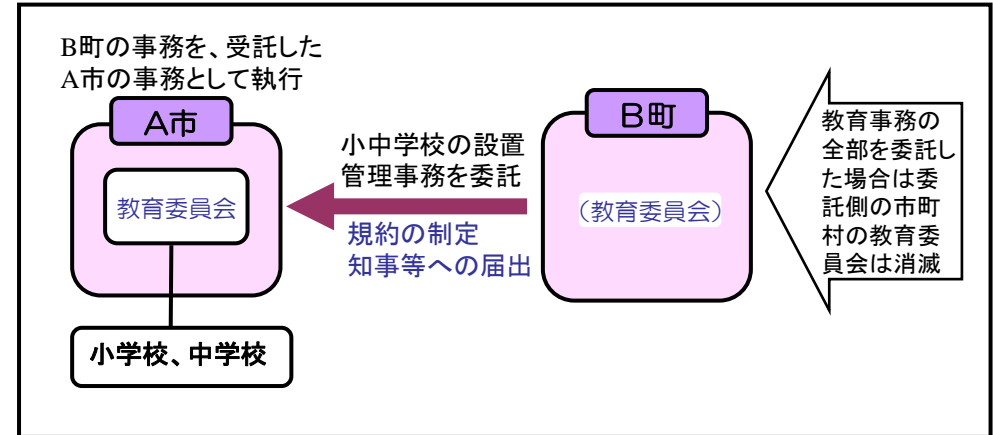
主な特徴・課題

- 法人の設立を要しない
- 権限が受託者側に一元化されるため責任の所在が明確
- 事務処理の効率性が高い
- 委託団体は、委託した事務に関して、直接、権限を行使することができなくなる
- 受託団体は、受託した事務に関する責任をすべて負う

活用事例

就学事務の委託、学校給食事務の委託 等

《事務の委託のイメージ》



事務の代替執行の制度概要

根拠法令

地方自治法第252条の16の2

概要

普通地方公共団体の事務の一部の管理執行を、協議により規約を定め、当該地方公共団体の名において、他の普通地方公共団体に行わせる制度

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)への届出 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣への届出

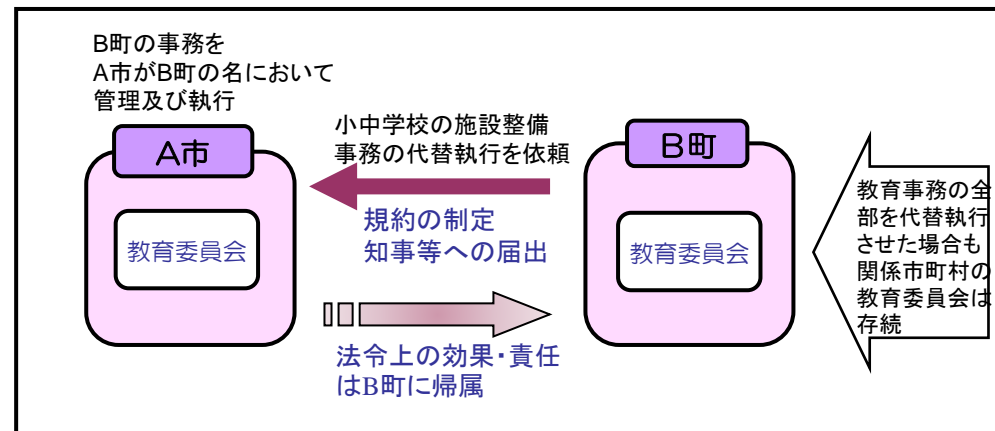
主な特徴・課題

- 法人の設立を要しない
- 代替執行を求めた団体の長等の名において事務を代替執行する
- 事務の管理執行と、事務処理の結果の責任の所在が一致しない

活用事例

(今後調査予定)

《事務の代替執行のイメージ》



連携協約の制度概要

根拠法令

地方自治法第252条の2

概要

普通地方公共団体が、他の普通地方公共団体と連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める制度

手続

- ①関係地方公共団体の協議、規約の作成
- ②関係地方公共団体の議会の議決
- ③都道府県知事(※)への届出 (※)都道府県の加入するもの等については総務大臣への届出

主な特徴・課題

- 法人の設立を要しない
- 連携して事務を処理するに当たっての基本的な方針及び役割分担を定める
- 連携協約に係る紛争がある場合は、自治紛争処理委員による処理方策の提示を求め、提示を受けることが可能
- 内容に応じて、別途、事務の共同処理制度や私法上の委託等を活用する必要がある

活用事例

指導主事による専門的事項に関する指導、幼児教育アドバイザーの設置 等

《連携協約のイメージ》

